

項 目	内 容	備 考
市民等の 協 働	【例】 市及び市民等は、協働して、男女共同参画社会の形成に取組むものとする。	各種団体を「市民」に含めた場合は、各種団体はこの条項も適用される。
性別による の禁権利侵害等 の禁止	【例】 ・何人も、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。 ・何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。 ・何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。 ・ドメスティック・バイオレンスと関係する児童虐待を行ってはならない。 4市 (性別による差別的取扱い禁止・・・14市 権利侵害(人権侵害)・・・7市 セクハラ・・・15市 暴力・・・15市)	DVと児童虐待との相関関係が証明できないので「これと関係する児童虐待」と表現。
公衆に表示する 情報に関する留意	【例】 ・ 公衆に表示する情報において、 ・ 性別による役割の固定化を促したり、 ・ 異性に対する暴力的行為を助長したり、 ・ その他人権を侵害するような性的表現 を行わないよう配慮すること。	
基本計画について	【例】 ・ 基本理念に基づき、 ・ 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 ・ 基本的な計画を策定する。 ・ 策定するにあたっては、市民、事業者等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずる。 ・ 基本計画を策定したときは、速やかに公表する。 ・ 基本計画の変更についても同様。 ・ 基本計画の実施状況等について、概要を公表する。	(基本法第14条第3項に規定) 主語が「市は」・・・2市 「市長は」・・・11市 上記の混合・・・2市 既に基本計画は策定済み。現行計画を基本計画と読み替える。
理解を深めるための措置について	広報・啓発 【例】 ・ 基本理念について市民等の理解が深められるよう、 ・ 広報並びに啓発活動を行う。 ・ 相談体制や支援策について情報提供を行う。 教育・学習の推進 【例】 ・ 教育・学習を通じて ・ 基本理念について市民等の理解が深められるよう、 ・ 必要な措置を講じる。 (注1)市民等が行う活動への支援 【例】 ・ 市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため ・ 情報の提供その他必要な措置を講ずる。	(「国民の理解を深めるための措置」として基本法第16条に規定) 学校教育だけでなく、生涯学習も含む。 各種団体を「市民」に含めた場合は、各種団体はこの条項も適用される。 必要な措置・・・助成金、部屋貸し、講師紹介、PR支援など (苦情処理・人権侵害については基本法第17条に規定) 苦情処理委員設置 9/15 審議会に聴く 5/15 国は特設の苦情処理機関を設けず、行政相談員を含む行政相談制度等の既存の制度の積極的な活用により充実に図っている。
(注2)苦情申出について	【例】 苦情申出のできる者：市民、事業者 苦情申出のできる範囲：①市が実施する男女共同参画の推進に関する施策 ②男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策 苦情申出をする相手：市長に 申出られた場合の対応：男女共同参画社会の実現に資するよう、迅速かつ適切に対応 苦情処理にあたり、意見を聴く第三者機関：有り-----苦情処理委員(会)、審議会【例1】 無し-----【例2】 【例1】 市民及び事業者は、①市が実施する男女共同参画の推進に関する施策もしくは②男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他意見がある場合は、市長に申出ることができる。 市長は、申出を受けた場合において必要と認めるときは(第三者機関)の意見を聴き、必要な措置を講ずるものとする。 【例2】 市民及び事業者は、①市が実施する男女共同参画の推進に関する施策もしくは②男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他意見がある場合は、市長に申出ることができる。 市長は、苦情等の申出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。 【例3】 市は、市民及び事業者から、①市が実施する男女共同参画の推進に関する施策もしくは②男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他意見の申出を受けた場合は、分かりやすく説明責任を果たし、必要な措置を講ずるものとする。	

相談申出について	【例】 相談申出のできる者：市民、事業者 相談申出のできる範囲：①性別による差別的取扱いを受けた時 ②男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権侵害を受けた時 相談申出をする相手：市長 申出られた場合の対応：関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応する。	(苦情処理・人権侵害については基本法17条に規定) 関係機関： 裁判所を通じての法的救済 法務省の人権擁護機関における相談・調停 都道府県労働局の紛争調停 配偶者暴力相談支援センター、女性相談センター等 拠点施設についての規定 6市 その内、既存施設について規定 4市 これからの整備について規定 2市
拠点施設について	【例】 拠点施設設置目的：①男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施する。 ②市民並びに事業者等による男女共同参画の取組を支援する。 ため、拠点施設の整備・充実に努める。	
審議会について	【ご検討いただきたい点】 ・ 審議会の要否(審議会は必要かどうか) 国では「重要政策に関する会議」の一つとして、内閣府に男女共同参画会議が設置されている。 地方公共団体では、条例制定以前から「諮問機関」として既に審議会を設置していた市もあるが、基本法の「国の施策に準じた施策」として、条例制定後に審議会を設置する市が多い。 ・ 審議会の役割(審議会を設置するとしたら、どのような役割を担うのか) 他市にみられる審議会の役割には以下のようなものがある。 i. 男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べる。 (諮問する⇒答申する) ii. 基本計画の策定、変更、改定等について、市長の求めに応じて意見を述べる。 iii. 基本計画の実施状況について調査審議する。(高槻市) iv. 苦情等の申出について、市長の求めに応じて意見を述べる。(苦情処理機関が未設置の場合) *既に審議会を設置済みの市への調査 東大阪市：昨年度は3回開催。審議会の所掌事務は基本計画の策定・改定・進行政管理等推進施策に関することと、苦情処理の際の意見陳述。但し、苦情処理は今まで一度も案件に上っていない。 昨年度は、基本計画の指標について、今年度は次年度からの新計画策定について審議することになっている。	(審議会については、基本法第21～28条に規定) 国・府設置済み。 審議会設置市 13/15市 (大東、大阪狭山なし)

(注1)市民等が行う活動への支援

市民等が行う活動への支援については、「市民参画と協働のまちづくり基本条例」に

(市民公益活動への支援)

第11条 市は、市民公益活動を支援することができる。

と、規定されており、市民活動のための拠点施設の整備・情報誌の発行等の支援を行っている。

また、平成17年3月に制定された「八尾市市民活動支援基金条例」により、市民活動に対して経済的支援を行っている。

(注2)苦情申出について

市が行う施策の立案、決定、実施及び評価等については、「市民参画と協働のまちづくり基本条例」に

(説明責任)

第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。

2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。

と、規定されている。

(注2)苦情申出について

国は、以下のような理由から基本法第17条に「苦情の処理」を規定しています。

(1) 施策についての苦情は、対象が限定されるうえ、行政事件訴訟や行政審判・行政不服審査ではしばしば複雑で手続きに長期間を有するうえ、個々の事案の事情に照らして柔軟に、かつ簡易迅速に対応する観点から。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策は広範・多岐にわたるが、施策の改善について、行政の自主性にはのみ期待するだけでは不十分であるかもしれないから。

(3) 市民・住民の意見を市広く把握し、これを適切に施策に反映させて、行政の信頼性を高めるため。

(4) 苦情の申立という方法により、行政参加を通じての民主主義活性化を図るため。

男女共同参画社会基本法第17条では、国は、①施策についての苦情処理をするため、②性別による差別的取扱いや人権侵害された場合の被害者の救済を図るため、に必要な措置を講じると規定しており、さらに、同法第9条で地方公共団体にも国に準じた施策を講じることとを求めていることから、条例等で苦情処理について規定している自治体も多いが、処理の方法については言及されていない。